

## はじめに

静岡市では、平成27年度より第3次総合計画をスタートさせ、平成37年における「人口70万人維持」を目標として掲げ、その実現に向けて、全力で取り組んでおります。

都市・交通、社会基盤の分野では、目指す都市像実現に向けて、「快適で質の高いまちの拠点と交通環境を充実させ、新たな交流と活力を生み出すまちの実現」、「活発な経済活動や快適な市民生活を支える強靱な社会基盤を有するまちの実現」を目標に、市民生活の利便性や観光に訪れた方も、安全で快適に移動できる交通環境の実現を目指しております。



交通を取り巻く環境は、依然として交通渋滞の発生や地球温暖化をはじめとする環境問題がみられるほか、高齢者の交通事故の増加やその移動手段の確保、また、新東名高速道路や中部横断自動車道の開通により、市外から新たな人や物の交流が活発になるなど、将来の目指す都市構造やまちづくりの方針と整合を図った、総合的な交通体系の構築が求められております。

そこで、「新たな交流と活力を生み出し、活発な経済活動や安心・安全な市民生活を支えるため、快適で質の高いまちの拠点や拠点間等の交通環境を充実させる」ことを目的に「集約連携型都市構造をささえる総合的な交通体系の構築」を基本方針に掲げた『静岡市総合交通計画』を平成28年4月に改訂いたしました。

本計画は、都市計画マスタープランの集約連携型都市構造のまちづくりを交通面から支え、実現していくため、都市計画マスタープランに示す4つのゾーン（都市拠点・地域拠点、利便性の高い市街地ゾーン、ゆとりある市街地ゾーン、自然調和ゾーン等）に応じ、公共交通、交通環境（徒歩・自転車）、道路の3分野における、53の交通施策を推進していく計画になります。

この53施策を実行し、静岡市が目指す将来都市像の実現に向け、市民の皆さまや事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、一体となり協働のまちづくりに取り組んでまいりますので、本計画の方針や目標、施策に対するご理解とご協力をお願いいたします。

計画の改訂にあたり、静岡市総合交通計画検討委員会にて、多大なご協力を頂きました委員の皆さまをはじめ、改訂案へ様々なご意見をいただいた市民の皆さまに心より御礼申し上げます。

静岡市長 田辺信宏



# 目 次

1 計画の概要 .....	1
1-1 背景と目的 .....	1
1-2 計画の位置づけ .....	2
2 静岡市の交通課題 .....	3
2-1 静岡市の概況 .....	3
2-2 交通状況 .....	4
2-3 交通特性 .....	7
2-4 現況の交通問題 .....	15
2-5 将来の交通問題 .....	29
2-6 静岡市の交通課題 .....	29
3 まちづくりの方針 .....	35
4 総合交通計画の基本方針 .....	37
4-1 基本方針と基本目標 .....	37
4-2 施策の方針と目標 .....	39
5 各分野の施策 .....	43
5-1 公共交通分野 .....	43
5-2 交通環境分野 .....	77
5-3 道路分野 .....	97
6 施策スケジュール .....	114
6-1 公共交通分野 .....	114
6-2 公共環境分野 .....	115
6-3 道路分野 .....	116
7 成果目標の設定 .....	119
7-1 目標値の設定 .....	119
7-2 進捗管理の流れ .....	123
7-3 推進体制 .....	124
【用語集】 .....	125

# 1 計画の概要

## 1-1 背景と目的

静岡市を取り巻く環境は、人口減少や高齢社会の進展による社会情勢の変化に加え、新東名高速道路の開通や中部横断自動車道の整備などの、大規模な社会資本整備の進展に伴う都市交通体系の複雑化、市町合併による都市構造の変化など、急激に変化しています。また、平成25年度には、交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定める交通政策基本法が制定されています。このようなことから、静岡市都市計画マスタープランの改訂や立地適正化計画の検討など、将来の目指す都市構造やまちづくりの方針を踏まえた総合的な都市交通体系の再構築が急務となっています。

そこで、第4回静岡中部都市圏総合都市交通体系調査（以下「第4回PT調査」という）結果及び提案を踏まえるとともに、静岡市総合計画で掲げる「世界に輝く静岡」の実現に向け、集約連携型都市構造をささえる総合的な交通体系を構築し、「ひとが歩いて楽しい」、「ひとが公共交通に乗りやすい」、「ひとが自転車に乗りやすい」、「ひとが出会える」まちを目指すため、静岡市総合交通計画を改訂します。



図1-1 「第3次静岡市総合計画」と「静岡市総合交通計画」の関係

## 1-2 計画の位置づけ

本計画は、交通政策基本法（第9条32条：地方公共団体の施策を策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する）、「第3次静岡市総合計画」等の上位計画に即し、「都市計画マスタープラン」等の関連計画と連携して策定する計画で、公共交通分野、交通環境分野、道路分野により構成します。また、20年後（H47）の将来を見据えた交通体系を示す計画とし、第3次静岡市総合計画期間（H34）までを短期・中期、それ以降を長期と位置づける。

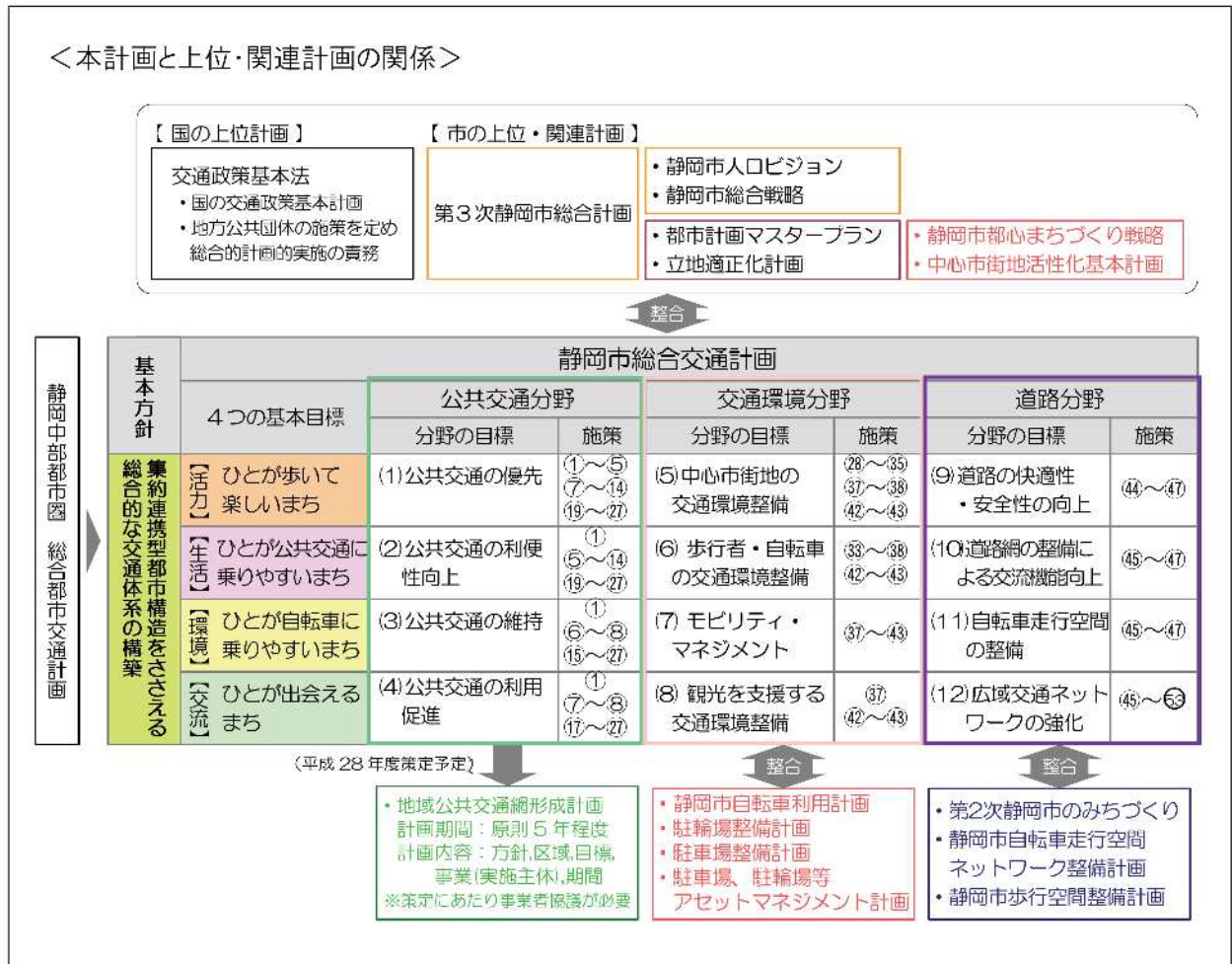


図1-2 本計画と上位・関連計画の関係



図1-3 計画期間